

## 阿久比町制限付一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事について、入札手続の透明性の確保及び公正な競争の促進を図るとともに、不良不適格業者の参入を防ぐため、一定の条件を付した制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。ただし、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用する阿久比町電子入札取扱要領に係る入札（以下「電子入札」という。）による場合は、電子入札の方法を優先するものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札に付さなければならない建設工事（以下「対象工事」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもののうち、設計金額が5,000万円以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、施工条件等の技術的特性を必要とする建設工事又は一般競争入札を行い不調になった建設工事若しくは緊急やむを得ないものについては、指名競争入札又は随意契約により執行することができるものとする。

(入札参加資格要件)

第3条 前条第1項による一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 阿久比町入札参加資格者名簿に登載されているもので、第6条第1号に規定する競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から対象工事の入札日までの間、阿久比町指名停止要領に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (2) 法第3条第1項及び第6項の規定による対象工事の業種についての特定建設業の許可を受けていて、かつ、当該業務を営んでいること。
- (3) 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値が、別表第1に掲げる数値以上であること。
- (4) 対象工事に配置を予定する技術者が適正であること。
- (5) 対象工事と同種の建設工事について一定の実績を有すること。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第21条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長と締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(10) その他特に必要と認めるものであること。

2 前項に規定する資格要件は、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）が必要と認めた場合に、対象工事ごとに変更することができる。

3 入札参加者の資格を特定建設工事共同企業体とする場合は、阿久比町共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、前2項の規定は、企業体の構成員となることができる者の要件に準用する。

（入札参加資格の公告等）

第4条 対象工事に係る入札参加者の資格及び入札の公告は、別添1の公告により作成するものとし、阿久比町公告式条例（昭和46年阿久比町条例第22号）第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする。

2 前項の写しは、総務部検査財政課内に閲覧所を設けて、閲覧に供するものとする。

3 第1項の写しは、阿久比町ホームページへの掲載の方法によるものとする。  
（入札説明書の配布等）

第5条 入札説明書は、別添2により作成するものとする。

2 入札説明書は前条の規定による公告後速やかに配布を始めることとし、入札執行の日の10日前まで配布するものとする。

3 前条第1項の規定による公告が行われたときは、入札説明書に指定する場所において対象工事に係る設計書、設計図面及び特記仕様書等（以下「設計図書」という。）を閲覧に供するものとする。この場合において、設計図書の配布を希望する者に対しては、有償により配布するものとし、配布を希望する者は、その旨を書面で申し出なければならない。

4 町長は、前項の設計図書の配布を希望する申出をした者に対して、対象工

事の入札執行の日の10日前までに入札説明書で指定する場所において設計図書を配布しなければならない。

(確認申請書)

第6条 入札参加者は、次に掲げる書類を所定の期日までに持参により提出するものとする。

(1) 確認申請書(様式第1号又は様式第1号の2)

(2) その他町長が必要と認めた書類

(入札参加資格審査)

第7条 前条による確認申請書が提出されたときは、審査会に諮り、その資格を確認する。

2 審査会は、必要があると認めるときは、確認申請書を提出した者に対して説明を求めることができる。

(確認通知書)

第8条 前条第1項により入札参加資格を確認したときは、その結果を速やかに競争参加資格確認通知書(様式第2号。以下「確認通知書」という。)により当該申請者に対して通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと確認した者に対しては、確認通知書にその理由を付するものとする。

(無資格者への理由の説明)

第9条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知され、無資格理由に不服がある者は、確認通知書に記載された指定する期日までに、書面(様式第3号)を持参し、説明を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する書面が提出されたときは、速やかに審査会で審査し、その結果を回答書(様式第4号)により回答するものとする。

3 前2項の規定による審査の結果、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条の通知を取り消し、前項の回答に併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 第6条の規定により提出された確認申請書及びその添付書類は、返還及び公表しないものとする。

(設計図書に対する質問)

第11条 設計図書に対する質問は、書面による質問書の提出により行うものとし、当該質問書の提出があった場合は、町長は、その質問に対する回答書を作成し閲覧に供しなければならない。

- 2 質問書の提出期間は、原則として設計図書の配布を開始した日の翌日から入札執行の日の7日前までとする。
- 3 質問書の提出場所は、当該対象工事を所管する課等とし、提出は持参によらなければならない。
- 4 質問書に対する回答書の閲覧は、入札執行の日の前日までとする。
- 5 質問書に対する回答書の閲覧場所は、当該対象工事を所管する課等とする。  
(入札保証金の免除)

第12条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 政令第167条の5の規定により町長が定める資格を有する者で、過去の実績から判断してその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書（様式第5号又は様式第5号の2）を第6条第1号に規定する確認申請書提出時に併せて提出するものとする。  
(入札の執行)

第13条 入札は、阿久比町入札者心得書に規定する入札書を郵送等によらず、持参することによって行うものとする。この場合において、入札参加者は、第8条の規定による確認通知書を持参し、入札会場にて職員の確認を受けなければならない。

- 2 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。入札の不成立等については、阿久比町工事施行等事務処理要領第15条の2によるものとする。
- 3 入札の執行回数は、3回までを限度とする。ただし、阿久比町公共工事等に係る情報の公表事務取扱要領第2条第1項第4号クに規定する予定価格の事前公表の対象となる入札は、入札回数を1回とする。
- 4 契約担当者は、第1回目の入札に限り、入札参加者に対して、入札書と併せ、入札書に対応する工事費内訳書を提出させることができる。
- 5 開札は、入札執行の日時場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、電子入札で行われる場合であつて、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者

及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

7 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 契約担当者は、第4項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。ただし、第3項ただし書きの規定による場合は、入札を不調とする。

9 前項の最低制限価格に替えて調査基準価格を設けた場合にあつては、阿久比町低入札価格調査等実施要領による。

（入札結果の公表等）

第14条 落札者が決定したときは、速やかに次に掲げる事項を閲覧により公表しなければならない。

- (1) 確認申請書提出者
- (2) 入札参加資格がないと認めた者及びその理由
- (3) 入札執行調書の写し

2 前項の閲覧は、少なくとも落札者が決定した日の翌日から起算して1年間の経過する日まで第4条第2項の場所で行うものとする。

3 閲覧にあつては、第4条第3項の規定を準用する。

4 第1項第3号の公表は、第4条第4項の規定を準用する。

（契約保証金の免除）

第15条 契約者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

2 契約の保証の方法を確定のうえ入札に参加し、落札者は速やかに契約保証方法通知書（様式第6号又は様式第6号の2）を提出し、契約予定日までに保証を付さなければならない。

（入札の無効）

第16条 確認申請書又はそれに添付した書類に虚偽の記載をした者のした入札書及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにする。

- 2 第7条第1項の規定により審査会で入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札日において阿久比町指名停止要領に基づく指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けている者又は第3条第1項及び第2項に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにする。
- 3 前2項の規定による無効の入札を行った者を落札者と決定していた場合は、その落札決定を取り消す旨を入札説明書において明らかにする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行する。